

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

1. 居宅サービス
2. 地域密着型サービス
3. 特定福祉用具購入費
4. 住宅改修
5. 居宅介護支援（居宅介護サービス計画費）
6. 施設サービス

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、ホームヘルパーが要介護者等の自宅を訪問して入浴や排せつ、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。

「介護予防訪問介護」については、平成28年3月から「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行しました。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 回数(回) | 28,469 | 25,683 | 29,250 | 26,252 | 28,295 | 31,370 |
| | 人数(人) | 1,192 | 1,119 | 1,100 | 972 | 1,044 | 1,164 |
| | 給付費(円) | 70,825,985 | 64,265,157 | 71,480,745 | 69,965,000 | 76,393,000 | 85,672,000 |
| 予 防 | 人数(人) | 447 | 3 | 0 | | | |
| | 給付費(円) | 8,905,789 | 35,358 | 0 | | | |

※平成30年度～平成32年度は推計値

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者等の自宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介助を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持を図るサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 回数(回) | 672 | 456 | 720 | 726 | 786 | 872 |
| | 人数(人) | 154 | 110 | 153 | 156 | 168 | 180 |
| | 給付費(円) | 7,727,847 | 5,182,444 | 8,455,635 | 8,490,000 | 9,291,000 | 10,466,000 |
| 予 防 | 回数(回) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 給付費(円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により病状が安定した要介護者等の自宅を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理等、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 回数(回) | 1,482 | 1,799 | 2,246 | 2,526 | 2,772 | 2,810 |
| | 人数(人) | 191 | 207 | 287 | 336 | 372 | 384 |
| | 給付費(円) | 9,562,216 | 10,351,233 | 12,583,167 | 15,507,000 | 17,287,000 | 17,780,000 |
| 予 防 | 回数(回) | 222 | 142 | 168 | 166 | 331 | 331 |
| | 人数(人) | 21 | 14 | 23 | 12 | 24 | 24 |
| | 給付費(円) | 849,977 | 389,379 | 899,294 | 462,000 | 936,000 | 947,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が主治医の指示により病状が安定した要介護者等の自宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 回数(回) | 2,107 | 2,501 | 2,975 | 2,848 | 3,406 | 4,076 |
| | 人数(人) | 193 | 181 | 182 | 192 | 228 | 276 |
| | 給付費(円) | 6,122,661 | 7,217,762 | 7,602,608 | 8,315,000 | 10,073,000 | 12,188,000 |
| 予 防 | 回数(回) | 278 | 274 | 193 | 214 | 214 | 214 |
| | 人数(人) | 24 | 24 | 17 | 24 | 24 | 24 |
| | 給付費(円) | 783,655 | 769,602 | 532,802 | 605,000 | 612,000 | 620,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院困難な要介護者等について、医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護 | 人数(人) | 465 | 597 | 755 | 756 | 792 | 876 |
| | 給付費(円) | 2,692,631 | 3,430,022 | 4,336,776 | 4,337,000 | 4,608,000 | 5,160,000 |
| 予防 | 人数(人) | 18 | 32 | 35 | 36 | 48 | 60 |
| | 給付費(円) | 243,198 | 386,640 | 229,163 | 273,000 | 369,000 | 467,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

(6) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

要介護者等がデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図られるため、利用率の高いサービスです。

小規模の通所介護事業所（利用定員数18名以下）については、平成28年4月から「地域密着型サービス」へ移行しました。また、「介護予防通所介護」は、平成28年3月から「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行しました。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護 | 回数(回) | 17,196 | 10,920 | 10,824 | 10,429 | 10,966 | 12,029 |
| | 人数(人) | 1,914 | 1,209 | 1,184 | 1,188 | 1,248 | 1,368 |
| | 給付費(円) | 145,890,558 | 94,961,326 | 95,217,900 | 95,216,000 | 101,757,000 | 112,740,000 |
| 予防 | 人数(人) | 233 | 1 | 0 | | | |
| | 給付費(円) | 6,939,378 | 31,608 | 0 | | | |

※平成30年度～平成32年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護者等が介護老人保健施設や病院等に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 回数(回) | 4,600 | 4,300 | 3,977 | 3,995 | 4,084 | 4,654 |
| | 人数(人) | 598 | 579 | 575 | 588 | 600 | 684 |
| | 給付費(円) | 38,386,521 | 32,118,825 | 30,144,333 | 30,435,000 | 31,932,000 | 36,042,000 |
| 予 防 | 人数(人) | 145 | 112 | 131 | 132 | 144 | 156 |
| | 給付費(円) | 5,178,796 | 3,832,434 | 4,506,686 | 4,861,000 | 5,167,000 | 5,702,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に要介護者等が短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 日数(日) | 4,861 | 5,092 | 5,402 | 5,324 | 5,568 | 5,986 |
| | 人数(人) | 382 | 445 | 356 | 384 | 396 | 432 |
| | 給付費(円) | 37,143,847 | 38,565,027 | 34,041,872 | 34,103,000 | 36,113,000 | 39,119,000 |
| 予 防 | 日数(日) | 29 | 3 | 10 | 12 | 12 | 12 |
| | 人数(人) | 6 | 4 | 2 | 12 | 12 | 12 |
| | 給付費(円) | 166,173 | 22,790 | 25,394 | 68,000 | 69,000 | 70,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に要介護者等が短期入所し、看護・医学的管理の下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 日数(日) | 452 | 480 | 371 | 467 | 467 | 467 |
| | 人数(人) | 36 | 41 | 29 | 24 | 24 | 24 |
| | 給付費(円) | 4,883,444 | 5,144,295 | 4,709,841 | 5,422,000 | 5,489,000 | 5,554,000 |
| 予 防 | 日数(日) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 給付費(円) | 9,558 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要介護者等に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介 護 | 人数(人) | 283 | 279 | 317 | 312 | 324 | 360 |
| | 給付費(円) | 51,284,633 | 50,328,743 | 58,754,835 | 58,995,000 | 62,456,000 | 70,127,000 |
| 予 防 | 人数(人) | 17 | 24 | 45 | 48 | 48 | 48 |
| | 給付費(円) | 911,053 | 1,337,219 | 2,585,679 | 2,452,000 | 2,482,000 | 2,512,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のため福祉用具を貸与するサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介 護 | 人 数(人) | 1,859 | 1,955 | 1,946 | 1,944 | 2,040 | 2,232 |
| | 給付費(円) | 24,391,986 | 24,591,942 | 25,446,584 | 25,446,000 | 27,126,000 | 30,029,000 |
| 予 防 | 人 数(人) | 270 | 263 | 275 | 252 | 264 | 312 |
| | 給付費(円) | 1,453,399 | 1,315,744 | 1,383,534 | 1,443,000 | 1,509,000 | 1,823,000 |

※平成 30 年度～平成 32 年度は推計値

2. 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域を基盤とした「地域密着型サービス」が提供されています。

なお、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」については、町内に事業所がなく、利用実績もないことから、サービス利用を想定していません。

また、従来の「通所介護」のうち、小規模の通所介護の事業所（利用定員数 18 名以下）については、平成 28 年 4 月から地域密着型サービスへ移行しています。

(1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある要介護者等がグループホームで共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介 護 | 人 数(人) | 166 | 269 | 310 | 336 | 360 | 384 |
| | 給付費(円) | 37,134,005 | 58,355,469 | 67,538,154 | 74,504,000 | 80,811,000 | 87,032,000 |
| 予 防 | 人 数(人) | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 給付費(円) | 1,283,184 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成 30 年度～平成 32 年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(2) 地域密着型通所介護

日中、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

「居宅介護サービス」の「通所介護」のうち、小規模の通所介護事業所（利用定員数18名以下）については、平成28年4月から「地域密着型サービス」へ移行しています。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護 | 人数(人) | — | 837 | 824 | 828 | 864 | 948 |
| | 給付費(円) | — | 60,282,304 | 59,127,583 | 59,126,000 | 62,419,000 | 69,481,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

町内に事業所はありません。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護 | 人数(人) | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 給付費(円) | 697,100 | 793,294 | 781,751 | 793,000 | 804,000 | 813,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

3. 特定福祉用具購入費

要介護認定者等の日常生活の便宜を図り機能訓練に役立てるとともに、介護者の負担軽減を図るため、入浴や排せつに使用する物品について、年間10万円を限度に、購入費の8割または9割を支給するサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護 | 人数(人) | 27 | 35 | 35 | 36 | 36 | 36 |
| | 給付費(円) | 837,774 | 771,808 | 975,451 | 975,000 | 987,000 | 998,000 |
| 予防 | 人数(人) | 8 | 6 | 8 | 12 | 12 | 12 |
| | 給付費(円) | 243,835 | 148,914 | 293,168 | 293,000 | 297,000 | 300,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

4. 住宅改修

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の生活環境を整えるための住宅改修を行ったときに、20万円を上限に、改修費の8割または9割を支給するサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護 | 人数(人) | 22 | 20 | 22 | 24 | 24 | 24 |
| | 給付費(円) | 2,158,224 | 1,484,433 | 2,413,526 | 2,400,000 | 2,429,000 | 2,458,000 |
| 予防 | 人数(人) | 8 | 5 | 5 | 12 | 12 | 12 |
| | 給付費(円) | 840,439 | 340,236 | 446,695 | 840,000 | 850,000 | 860,000 |

※平成30年度～平成32年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

5. 居宅介護支援（居宅介護サービス計画費）

要介護者等が適切に居宅サービス等を利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の心身の状況や置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行うサービスです。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護 | 人数(人) | 3,250 | 3,273 | 3,162 | 3,180 | 3,372 | 3,804 |
| | 給付費(円) | 40,746,291 | 41,981,683 | 40,842,396 | 42,101,000 | 45,217,000 | 51,590,000 |
| 予防 | 人数(人) | 841 | 341 | 378 | 384 | 396 | 480 |
| | 給付費(円) | 3,675,998 | 1,498,407 | 1,706,400 | 1,780,000 | 1,858,000 | 2,279,000 |

※平成 30 年度～平成 32 年度は推計値

6. 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受ける施設です。

在宅での生活が困難な要介護者を支える施設として、機能を重点化することを目的に、原則要介護 3 以上の人を入所の対象としています。平成 29 年度に 1 施設（ユニット型 30 床・多床室 30 床）を整備しました。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護 | 人数(人) | 789 | 771 | 744 | 1,020 | 1,020 | 1,020 |
| | 給付費(円) | 186,501,442 | 177,673,227 | 176,892,357 | 233,037,000 | 235,937,000 | 238,734,000 |

※平成 30 年度～平成 32 年度は推計値

第4章 介護保険事業の現況と将来計画

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受ける施設です。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護 | 人数(人) | 505 | 428 | 407 | 408 | 408 | 408 |
| | 給付費(円) | 130,837,648 | 112,175,806 | 110,513,046 | 116,073,000 | 117,519,000 | 118,912,000 |

※平成 30 年度～平成 32 年度は推計値

(3) 介護療養型医療施設

比較的長期にわたって医療を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護その他の世話、機能訓練及び必要な医療を受ける施設です。平成 35 年度末まで制度が延長されたことにより、第 7 期計画でも継続して利用者を見込みます。

| | | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | |
|----|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護 | 人数(人) | 0 | 26 | 27 | 24 | 24 | 24 |
| | 給付費(円) | 0 | 8,536,903 | 9,181,557 | 8,611,000 | 8,718,000 | 8,822,000 |

※平成 30 年度～平成 32 年度は推計値

(4) 介護医療院

長期にわたって医療を必要とする要介護者に、介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。今後徐々に介護療養病床からの移行が予想されますが、平成 35 年度末まで介護療養型医療施設制度が延長されたことにより、第 7 期計画では利用者を見込みません。

第5章 高齢者福祉施策

1. 地域支援事業
2. 保健福祉事業
3. 高齢者にやさしいまちづくりの推進
4. 権利擁護事業

第5章 高齢者福祉施策

一宮町の高齢者福祉の施策体系については、以下のとおりです。

| 基本施策 | 各施策 | 各事業 |
|------------------|---------------------|---|
| 1. 地域支援事業 | (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 | ①介護予防・生活支援サービス ②一般介護予防事業 |
| | (2) 包括的支援事業 | ①地域包括支援センターの強化 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進 ④生活支援体制整備事業 |
| | (3) 任意事業 | ①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③紙おむつ購入費助成事業 ④その他事業 |
| 2. 保健福祉事業 | (1) 健康づくりの推進 | |
| | (2) 保健サービスの推進・疾病予防 | ①健康診査 ②健康教育 ③訪問指導 ④在宅訪問歯科保健事業 ⑤高齢者インフルエンザ予防接種 ⑥高齢者肺炎球菌予防接種 ⑦食生活改善推進員活動事業 |
| 3. 高齢者にやさしいまちづくり | (1) 地域支援ネットワークの構築 | |
| | (2) 高齢者福祉サービスの充実 | ①緊急通報装置設置事業 ②新にここサービス事業 ③福祉タクシー事業 ④福祉カー（ゆうあい号）貸出事業 ⑤介護用品貸出事業 ⑥配食サービス事業 ⑦入浴施設利用補助事業 ⑧敬老祝品配布事業 |
| | (3) 心配ごと相談 | |
| | (4) シルバー人材センターの活用 | |
| | (5) 介護職の人材確保事業 | |
| 4. 権利擁護事業 | (1) 日常生活自立支援事業の利用支援 | |
| | (2) 成年後見制度の利用促進 | |
| | (3) 高齢者虐待の早期発見、防止 | |
| | (4) 防災対策の推進 | |
| | (5) 防犯対策の推進 | |

1. 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業を実施することにより、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

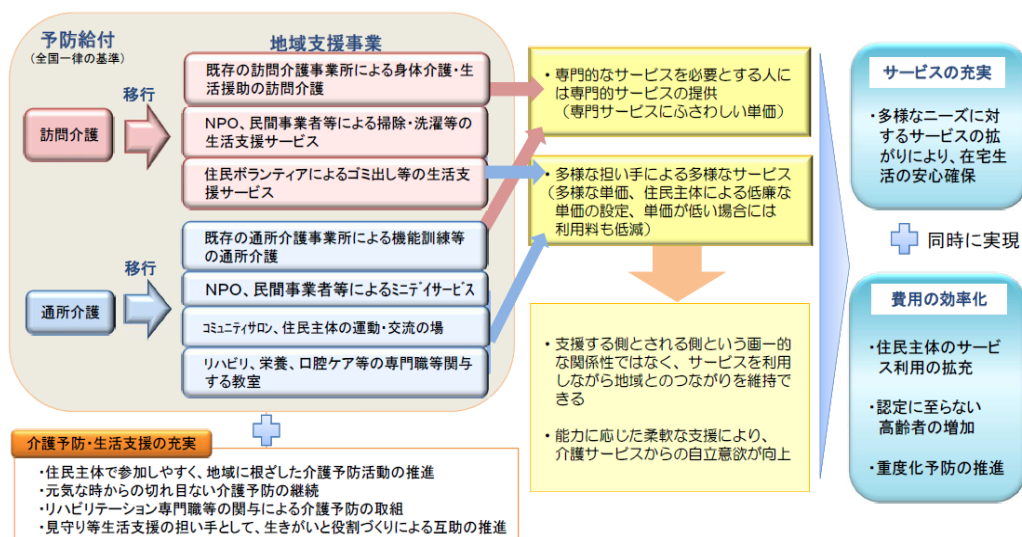
第7期計画では、介護予防・日常生活支援総合事業を本格実施するほか、在宅医療・介護連携の推進等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を深化・推進していきます。

また、高齢化が進展する中で地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう取り組みを進め、保険者機能を強化・発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むことが必要です。そこで町では、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取り組みの推進するため、自立支援・重度化防止等の施策として認知症施策を、介護保険運営の安定化に資する施策として介護給付適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検）を重点的に推進・実施していきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。これまでのサービスの利用促進や、地域課題の把握・共有により、取り組んでいきます。

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。しかし、75歳を超えると介護が必要な人の割合が増えている状況があることから、介護が必要となる前に適切な介護予防事業につなげていく取組が重要です。



第5章 高齢者福祉施策

●介護予防・日常生活支援総合事業を構成する各事業の概要及び対象者

| 種別 | 事業 | 概要 | サービス |
|---|---------------------|--|--|
| ①介護予防・生活支援サービス事業 ■対象者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト(※)該当者 | (ア)訪問型サービス | 対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。 | 介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA(緩和基準サービス) 訪問型サービスB(住民主体) 訪問型サービスC(短期集中) 訪問型サービスD(移動支援) |
| | (イ)通所型サービス | 対象者に対し、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供します。 | 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA(緩和基準サービス) 通所型サービスB(住民主体) 通所型サービスC(短期集中) |
| | (ウ)介護予防ケアマネジメント | 対象者に対し、介護予防日常生活支援・総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。 | 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態・意向等を踏まえ、介護支援専門員(ケアマネジャー)により行われています。 |
| ②一般介護予防事業 ■対象者 ・第1号被保険者 ・その支援のための活動に関わる者 | (ア)介護予防把握事業 | 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。 | 基本チェックリストの実施 総合事業対象者数把握 総合事業対象者数推計 |
| | (イ)介護予防普及啓発事業 | 介護予防活動の普及・啓発を行います。 | 認知症予防教室 けんこう運動教室 東浪見けんこう運動教室 |
| | (ウ)地域介護予防活動支援事業 | 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。 | 出張介護予防教室 介護予防推進員の育成・支援 敬老のつどい 福祉フェスティバル |
| | (エ)介護支援ボランティアポイント事業 | 高齢者の社会参加や地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。 | |
| | (オ)一般介護予防事業評価事業 | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。 | |

※基本チェックリストとは

相談窓口において、必ずしも介護認定を受けなくても必要なサービスが利用できるよう、本人の状況を確認するツールとして用いる厚生労働省が作成した25項目からなる質問票。

①介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより、把握された介護予防・生活支援サービス事業対象者に、訪問介護員や保健師等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の援助を行うサービスです。

●いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス

ケアマネジメントにより専門的なサービスが必要と認められる場合に、訪問介護員が訪問し、生活援助（掃除・洗濯・調理・買い物等）、身体介護（食事や入浴の介助）を行います。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 回数(回) | 3,220 | 2,306 | 780 | 823 | 868 | 921 |
| 延べ人数(人) | 447 | 342 | 108 | 114 | 120 | 127 |
| 給付費(円) | 8,905,789 | 6,330,093 | 1,896,000 | 2,012,000 | 2,148,000 | 2,294,000 |

●訪問型サービスA（平成 29 年度から開始）

一定の研修等を終了した従事者が訪問し、生活援助（掃除・洗濯・調理・買い物等）を行います。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 回数(回) | — | — | 1,176 | 1,240 | 1,308 | 1,380 |
| 延べ人数(人) | — | — | 216 | 227 | 240 | 253 |
| 給付費(円) | — | — | 2,712,000 | 2,877,000 | 3,072,000 | 3,280,000 |

第5章 高齢者福祉施策

(イ) 通所型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された介護予防・生活支援サービス事業対象者に、介護状態にならないための運動を行ったり、家では難しい食事や入浴・排せつの介助、健康管理、レクリエーションなどを行う通いの場を提供するサービスです。

●いままでの介護予防通所介護に相当するサービス

デイサービスセンター等に通り、入浴や排せつの介助、レクリエーション、機能訓練等を行うサービスです。筋力低下や閉じこもりを予防していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 回数 | 1,540 | 1,379 | 1,500 | 1,582 | 1,669 | 1,761 |
| 延べ人数 | 233 | 230 | 216 | 227 | 240 | 253 |
| 給付費(円) | 6,939,378 | 6,282,569 | 6,408,000 | 6,798,000 | 7,258,000 | 7,749,000 |

●通所型サービスA（平成 29 年度から開始）

いままでの介護予防通所介護に相当するサービスの基準（人員基準・施設基準等）を緩和したサービスです。運動主体の内容で、筋力アップによる介護予防を図ります。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 回数(回) | — | — | 85 | 111 | 159 | 159 |
| 延べ人数(人) | — | — | 1,195 | 2,412 | 2,904 | 2,904 |
| 給付費(円) | — | — | 4,257,000 | 3,898,000 | 4,121,000 | 4,357,000 |

(ウ) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者を対象にケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において効果の評価（アセスメント）を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減及び悪化防止のためのマネジメントを行います。

また、利用者本位のサービス提供に向け、総合的な相談窓口として地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行い、ケアマネジメントの強化等一層の質の向上を図ります。

②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や認定者を分け隔てなく、すべての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者把握事業

基本チェックリストや、保健師等の訪問活動、主治医や民生委員等からの情報によって、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、地域介護予防支援事業等で重点的に対応していきます。

(イ) 介護予防普及啓発事業

高齢者の生活機能の維持・向上に向けた取組を普及させるため、各種介護予防教室の実施やパンフレットの配布、広報への掲載等を実施します。

●認知症予防教室（平成28年度から開始）

基本チェックリストの「認知」項目該当者、または、認知症予防に興味のある人を対象に、有酸素運動、音楽、作業等の認知症予防に良いとされる専門プログラムを実施し、教室開催前後に認知機能評価を行います。

■実施状況と目標（平成28年度から開始）

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施回数 | — | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 参加人数(延べ) | — | 182 | 155 | 180 | 180 | 180 |

●けんこう運動教室

元気な高齢者を対象に、保健センターで開催している運動・レクリエーション等の内容の教室です。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施回数 | 30 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 参加人数(延べ) | 1,013 | 1,437 | 1,402 | 1,440 | 1,440 | 1,440 |

第5章 高齢者福祉施策

●東浪見けんこう運動教室

元気な高齢者で、保健センターに来所できない人のために、東浪見コミュニティセンターで運動・レクリエーション等の内容の教室を開催しています。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施回数 | 18 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 参加人数(延べ) | 269 | 409 | 352 | 408 | 432 | 456 |

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援するため、各地区社会福祉協議会に補助します。また、介護予防推進員が地区に出向いて行う「出張介護予防教室」の普及啓発を図るために、各地区社会福祉協議会、民生委員と連携し、介護予防活動の推進を図ります。

●出張介護予防教室

介護予防推進員が各地区の集会所等に出張し、運動やゲーム等を行い、自宅から歩いて行ける地域での集いの場を広める活動をしています。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施回数 | 231 | 468 | 341 | 353 | 365 | 389 |
| 参加人数(延べ) | 1,847 | 2,855 | 2,010 | 2,200 | 2,380 | 2,740 |

●敬老のつどい・地区サロン

地区社会福祉協議会が各地区で思考を凝らし、敬老の集いやサロンを開催しています。高齢者の閉じこもり予防活動の一つになっています。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施回数(回) | 63 | 76 | 80 | 85 | 90 | 95 |
| 参加人数(延べ人) | 1,277 | 1,533 | 1,600 | 1,700 | 1,800 | 1,900 |

●一宮町ボランティア福祉フェスティバル

一宮町社会福祉協議会及び一宮町ボランティアセンターの活動を広めるため、ボランティアセンター登録団体や地域の福祉施設、地元企業等が集い、参加者が交流し地域の絆が作れるよう開催しています。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 実施回数(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 参加人数(延べ人) | 101 | 68 | 68 | 70 | 70 | 70 |

(エ) 介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する介護支援ボランティアポイント事業を実施します。これにより高齢者の社会参加や地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

(オ) 一般介護予防事業評価事業

事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的なサービス提供につなげていきます。

第5章 高齢者福祉施策

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの強化

地域包括支援センターの運営については、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を送るために介護・医療・福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置し、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、虐待の防止を含む権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業を行っています。

今後、既存の運営に地域ケア会議の充実を加え、更に在宅医療・介護連携の推進、認知施策の推進、生活支援サービスの体制整備に加えて、より充実した地域包括ケアシステムの構築等に努めるとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(ア) 総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者の心身の状況及び家庭環境等についての実態把握に努めながら、介護保険サービスにとどまらない様々なサービスについての情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

また、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が不十分な高齢者への相談及び成年後見制度が必要な場合の申立て支援など、権利擁護の観点から対応が必要な高齢者を支援します。

●総合相談

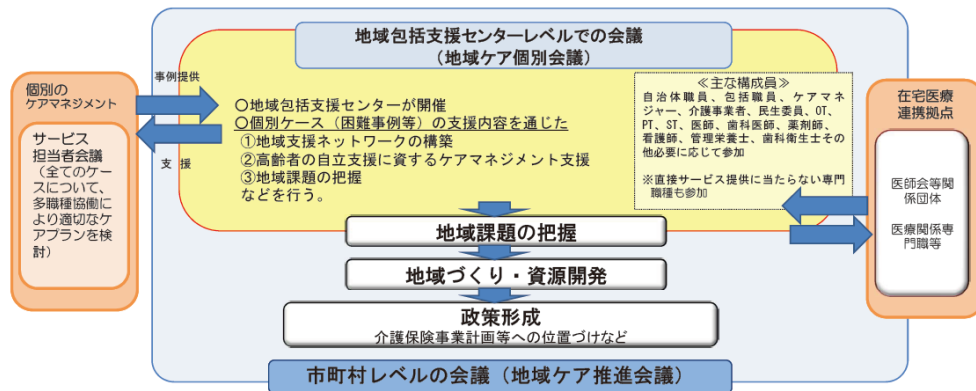
| | 現状 | | |
|---------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 家庭訪問(件) | 205 | 191 | 323 |
| 面接(件) | 209 | 179 | 202 |
| 電話(件) | 331 | 365 | 435 |
| 連絡調整(件) | 9 | 40 | 118 |
| 合計(件) | 754 | 775 | 1,078 |

(イ) 包括的・継続的マネジメント支援事業

地域で活動するケアマネジャーが円滑に仕事ができるように指導や支援、スキルアップのための勉強会などを行います。また、医療機関など関係機関とのネットワークづくりを行います。

(ウ) 地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取り組みを進める必要性があります。具体的には、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させていきます。



③認知症施策の推進

国が平成27年に発表した推計によれば、全国の認知症患者数が平成37年には700万人を超え、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症に罹患すると推計されています。

認知症高齢者の増加が見込まれることから、国では、認知症施策を具体的に進めるために、新オレンジプランが策定されました。このプランにおいては「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」を基本的な考え方としています。

本町においては、医師会等の医療職と、地域包括支援センターや介護サービス事業所等の介護職との連携を深め、更に認知症初期集中支援チームを設置、稼働することにより、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症高齢者の容態やその家族の事情に応じた、適切な医療・介護サービス等が受けられるよう、支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、認知症に対し、住民一人ひとりが、誰もが関わる可能性のある病気であるという認識や正しい知識を持つことも重要であることから、地域住民が協力して、地域全体で見守る環境づくりを推進していきます。

■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）7つの柱と一宮町で取り組むべき事項

| 認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン) の7つの柱 | 一宮町の取組 |
|--|---|
| ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 | 地域支援・ケア向上事業の実施 認知症サポーター養成と活動の支援、フォローアップ研修 |
| ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 | 認知症お役立ち情報ガイド（認知症ケアパス）の作成・普及、認知症初期集中支援チームの設置 |
| ③ 若年性認知症施策の強化 | 認知症サポーター養成講座での啓発 |
| ④ 認知症の人・介護者への支援 | 認知症初期集中支援推進事業の実施 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の家賃助成事業 |
| ⑤ 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 | 認知症カフェの設置 高齢者サロン整備・拡充 一宮町地域支援ネットワークの構築 認知症予防教室 小学校介護体験教室 成年後見制度の活用促進 高齢者の虐待防止 |
| ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 | 最新の情報や研究等の成果の活用・普及 |
| ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視 | 認知症施策の企画・立案、評価 認知症の人やその家族の参画 |

第5章 高齢者福祉施策

●認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする事業です。

●地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス、圏域での支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする事業です。

●認知症サポーターの養成

認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成します。学校教育等における認知症高齢者への理解の推進も図っていきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 受講者数(実人数) | 26 | 24 | 57 | 50 | 50 | 50 |
| 受講者数(延べ人数) | 396 | 422 | 446 | 496 | 546 | 596 |

●認知症カフェの設置

認知症の方やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。また、認知症や介護の専門職に相談することができたり、同じ悩みや経験を持つ人たちと情報交換をしたりすることができるつどいの場でもあります。

認知症カフェの運営サポートに向けて関係機関の連携も視野に入れて、支援をしていきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | 目標 | | |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 認知症カフェ(設置数) | — | 検討 | 検討 | 1 |

●認知症予防教室の実施

基本チェックリスト「認知」項目該当者及び認知症予防に興味のある人に対し、認知症予防に良いとされている有酸素運動、作業等の専門プログラムを実施し、認知症予防を図ります。また、教室の開始前後に認知症機能の状態を評価するファイブコグ検査を実施することにより、教室の評価を行っています。

④生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援体制整備事業を実施しています。具体的には「生活支援コーディネーター（地域支え推進員）」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

●生活支援コーディネーター

■配置状況と予定

| 種類 | 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 生活支援 コーディネーター | 1層(人数) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2層(人数) | 1 | 1 | 1 | 1 |

※地域の実情により多様な配置が可能

●協議体

■実施状況と目標

| 種類 | 区分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 協議体の設置 | 設置数 | — | 検討 | 検討 | 1 |

《生活支援コーディネーターの配置イメージ》



第5章 高齢者福祉施策

(3) 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を実施します。

①介護給付費適正化事業

介護認定適正化、ケアプランの点検、サービス提供体制及び介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化を進めていきます。

■介護給付費適正化事業の概要と取組目標

| 事業名 | 取組目標 |
|---------------|---|
| 要介護認定の適正化 | より適正な介護認定を行うため、新規申請者の認定調査については直営の調査員が実施し、委託による更新申請や区分変更申請者の認定調査を含め、調査内容を点検する体制を整備します。また、要介護認定のバラツキ是正のための調査員の検討会・研修会等を実施します。 |
| ケアプランの点検 | 介護支援専門員が作成したケアプランの内容について点検を行い、自立支援に資するケアプラン作成を支援することで、利用者が真に必要とするサービスの適正な給付に努めます。 |
| 医療情報との突合・縦覧点検 | 千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）からの提供データ等を活用し、適切なサービス提供が行われているかの点検を行います。また、利用者に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知し、適切なサービス利用の普及啓発に努めます。 |

②家族介護支援事業

要介護4以上の認定を受けている寝たきりや認知症の高齢者を抱え、介護サービスを利用せず在宅で介護している家族に対して年額10万円を支給しています。

③紙おむつ購入費助成事業

要介護3以上の認定を受け、一定条件を満たしている人に対し、紙おむつ購入費に要する費用の一部を助成することで、費用負担の軽減を図ります。

④その他事業

(ア) 住宅改修支援事業

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが、居宅介護支援を受けていない要介護者等に対し、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成することで、適正な運営を確保します。

(イ) 地域自立生活支援事業

65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急事態における日常生活上の不安の解消を図ります。

(ウ) 生活管理指導事業

高齢者を介護している家族が、緊急の理由で居宅における介護ができない場合に、当該高齢者を一時的に介護老人施設に保護し、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行うときに、不利益を被らないよう支援します。

成年後見制度を利用する際に親族等の援助を受けられない人には、町長が当該制度の申立てを行い、後見人等への報酬を負担することができない人には、町が補助を行うことで当該高齢者の福祉の向上を図ります。

(オ) グループホーム家賃助成事業

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入居する一定の条件を満たしている人の経済的負担の軽減を図るため、家賃の軽減を実施する事業者に対し、助成を行います。

第5章 高齢者福祉施策

2. 保健福祉事業

(1) 健康づくりの推進

高齢者がいきいきと暮らすためには、介護予防と併せて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となってきます。

今後も、自主的に健康づくりや介護予防等に取り組めるよう、各種検診や健康相談、健康教育等を行うほか、高齢者等が集まる様々な機会を通して健康づくりに対する意識啓発を強化していきます。

(2) 保健サービスの推進・疾病予防

①健康診査

(ア) 特定健康診査（40歳から74歳）

40歳から74歳の一宮町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施しています。受診率は増加傾向にあります。今後も未受診者への受診勧奨や、検診の結果、特定保健指導が必要になった人への指導を実施していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 受診率 (%) | 44.9 | 45.7 | 44.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 |

(イ) 特定保健指導（40歳から74歳）

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある人を対象に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を実施していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施率 (積極的支援)(%) | 29.4 | 25.9 | 31.6 | 50.0 | 50.0 | 50.0 |
| 実施率 (動機付け支援)(%) | 41.2 | 42.4 | 44.7 | 60.0 | 60.0 | 60.0 |

(ウ)後期高齢者健康診査（75歳以上）

後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、75歳以上の人を対象に健康診査を実施しています。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 対象者数（人） | 1,645 | 1,714 | 1,714 | 1,800 | 1,850 | 1,900 |
| 受診者数（人） | 448 | 504 | 531 | 550 | 580 | 610 |
| 受診率（%） | 27.2 | 29.4 | 31.0 | 30.6 | 31.4 | 32.1 |

(エ)骨粗しょう症予防検診

20歳～70歳までの5歳きざみの女性を対象に骨密度測定を実施します。検診終了後、要指導者に対して個別に日常生活指導を実施し、骨粗しょう症の予防に努めます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 対象者数（人） | 267 | 734 | 831 | 840 | 840 | 840 |
| 受診者数（人） | 145 | 213 | 236 | 250 | 250 | 250 |
| 受診率（%） | 54.3 | 29.0 | 28.4 | 29.8 | 29.8 | 29.8 |

第5章 高齢者福祉施策

(オ)がん検診

早期発見により早期治療と病状の悪化防止に結びつけるため、胃がん、大腸がん、肺がん（40歳以上）、前立腺がん（50歳以上の男性）、子宮がん（20歳以上の女性）、乳がん（30歳以上の女性）の検診を実施しています。

今後も、受診しやすい環境づくりを目指し、新規受診者の拡大に努めます。また、精密検査の受診率の向上を図ります。

■実施状況と目標

| | | 現状 | | | 目標 | | |
|----------------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 平成 32年度 |
| 胃がん | 対象者（人） | 4,151 | 7,880 | 7,995 | 8,084 | 8,120 | 8,156 |
| | 受診者（人） | 779 | 753 | 684 | 700 | 710 | 720 |
| | 受診率（%） | 18.8 | 9.6 | 8.6 | 8.7 | 8.7 | 8.8 |
| 子宮がん | 対象者（人） | 2,820 | 5,267 | 5,321 | 5,330 | 5,340 | 5,350 |
| | 受診者（人） | 868 | 903 | 885 | 905 | 910 | 915 |
| | 受診率（%） | 30.8 | 17.1 | 16.6 | 17.0 | 17.0 | 17.1 |
| 乳がん | 対象者（人） | 2,580 | 4,848 | 4,875 | 4,865 | 4,875 | 4,880 |
| | 受診者（人） | 1,364 | 1,384 | 1,358 | 1,420 | 1,425 | 1,430 |
| | 受診率（%） | 52.9 | 28.5 | 27.9 | 29.2 | 29.2 | 29.3 |
| 大腸がん | 対象者（人） | 3,543 | 7,880 | 7,995 | 8,084 | 8,120 | 8,156 |
| | 受診者（人） | 1,803 | 1,653 | 1,618 | 1,700 | 1,710 | 1,720 |
| | 受診率（%） | 44.3 | 21 | 20.2 | 21 | 21.1 | 21.1 |
| 前立腺がん | 対象者（人） | 1,483 | 2,806 | 2,833 | 2,840 | 2,850 | 2,860 |
| | 受診者（人） | 687 | 707 | 715 | 750 | 755 | 760 |
| | 受診率（%） | 46.3 | 25.2 | 25.2 | 26.4 | 26.5 | 26.6 |
| 結核検診 | 対象者（人） | 2,006 | 3,862 | 3,929 | 4,004 | 4,030 | 4,061 |
| | 受診者（人） | 1,301 | 1,289 | 1,266 | 1,330 | 1,340 | 1,350 |
| | 受診率（%） | 64.9 | 33.4 | 32.2 | 33.2 | 33.3 | 33.2 |
| 肺がん (レントゲン) | 対象者（人） | 2,145 | 4,018 | 4,066 | 4,080 | 4,090 | 4,095 |
| | 受診者（人） | 568 | 517 | 469 | 500 | 505 | 510 |
| | 受診率（%） | 26.5 | 12.9 | 11.5 | 12.3 | 12.3 | 12.5 |
| 肺がん (喀痰) | 対象者（人） | 4,151 | 7,880 | 7,995 | 8,084 | 8,120 | 8,156 |
| | 受診者（人） | 185 | 238 | 205 | 250 | 255 | 260 |
| | 受診率（%） | 4.5 | 3.0 | 2.6 | 3.1 | 3.1 | 3.2 |

②健康教育

生活習慣病の予防や健康増進のため、65歳以下の人に対して健康に関する正しい知識の普及と生活習慣の改善を図ります。

なお、65歳以上の人については、地域支援事業の中で介護予防事業として実施していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 参加人数(延べ) | 96 | 84 | 100 | 150 | 150 | 150 |

③訪問指導

各種検(健)診の結果、要指導者や生活習慣の予防において指導が必要と思われる人に対して訪問指導を実施します。

関係機関との連携を強化し、必要に応じ合同訪問を行い、生活支援を行います。

④在宅訪問歯科保健事業

65歳以上で寝たきりの人や障害等で外出困難な人を対象に、歯科医師による訪問健康診査を引き続き実施します。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 成人歯科相談(件) | 8 | 11 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| 在宅訪問歯科保健事業受診者数(人) | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 |

⑤高齢者インフルエンザ予防接種

65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人で心臓や、腎臓、呼吸器の機能等の障害、または免疫機能に障害のある人で、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人(障害者手帳1級相当)に対し、引き続き重症化防止のため実施していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 対象者数(人) | 3,872 | 3,964 | 4,019 | 4,080 | 4,090 | 4,095 |
| 接種者数(人) | 2,296 | 2,373 | 2,411 | 2,652 | 2,658 | 2,661 |
| 接種率(%) | 59.2 | 59.9 | 60.0 | 65.0 | 65.0 | 65.0 |

第5章 高齢者福祉施策

⑥ 高齢者肺炎球菌予防接種

65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人で心臓や、腎臓、呼吸器の機能等の障害、または免疫機能に障害のある人で、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人（障害者手帳1級相当）に対し、引き続き重症化防止のため実施していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 対象者数（人） | 582 | 695 | 689 | 690 | 255 | 222 |
| 接種者数（人） | 157 | 226 | 193 | 200 | 77 | 69 |
| 接種率（％） | 26.9 | 32.5 | 28.0 | 29.0 | 30.0 | 31.0 |

⑦ 食生活改善推進員活動事業

食生活改善推進員が中心となり、様々な関係機関や地域活動団体と連携しながら、地域住民に対し、生活習慣病、高齢者の低栄養等の予防を、地区組織活動を通して「食」による健康づくりの普及啓発に努めます。

3. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が要支援・要介護状態になっても、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制の整備を進め、住みたい場所で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

(1) 地域支援ネットワークの構築

町内において活動を行う民間事業者等と協定し、事業者等が日々の業務の中で住民の日常生活での異常と思われる状況を発見した場合に、町へ連絡する体制の整備を促進し、連携した対応を図ることにより、安全安心な生活ができる地域づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

①緊急通報装置設置事業

一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯及び重度身体障害者世帯に対し、緊急時の対応や安否確認等を行うことを目的に、緊急通報装置を貸与し、安心・安全な日常生活がおくれるよう支援します。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 設置数(延べ) | 424 | 418 | 448 | 460 | 470 | 480 |

②新にこにこサービス事業

在宅の高齢者が通院や買物等で外出する際、利用者の居宅から希望する町内目的地まで送迎サービスを行うことにより、生活の質の向上と自立を促し、高齢者を支援します。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 登録者数(延べ) | 1,009 | 1,099 | 1,173 | 1,250 | 1,325 | 1,400 |

③福祉タクシー事業

要介護認定3以上の高齢者が、福祉タクシーを利用した場合に料金の助成を行うことにより社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図ります。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用人数(延べ) | 6 | 9 | 22 | 25 | 30 | 35 |

第5章 高齢者福祉施策

④福祉カー（ゆうあい号）貸出事業

町内在住の高齢者、障害者（児）やその家族に車いすのまま乗れる軽自動車を貸し出します。これにより社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図ります。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 利用人数(延べ) | 25 | 10 | 40 | 43 | 45 | 48 |

⑤介護用品貸出事業

町内在住の高齢者及び障害者に、介護ベッドや車いすの貸し出しをします。これにより在宅生活の向上を図ります。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護ベッド | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 車いす | 19 | 24 | 18 | 20 | 22 | 24 |

⑥配食サービス事業

75歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯で、町内に身内等がなく調理困難な人を対象に弁当をお届けするとともに、安否の確認をします。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 利用人数(延べ) | 1,347 | 1,196 | 1,050 | 1,140 | 1,200 | 1,290 |

⑦入浴施設利用補助事業

町内在住の65歳以上の人を対象に、町内にあるホテルの浴室を割引価格にて利用できる証明書を発行します。これにより福祉の向上を図ります。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 利用人数(延べ) | 34 | 35 | 49 | 50 | 52 | 54 |

⑧敬老祝品配布事業

町内在住の満88歳、100歳の人と最高齢者に祝品をお届けしています。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 88 歳(人) | 94 | 73 | 73 | 82 | 80 | 80 |
| 100 歳(人) | 6 | 9 | 0 | 4 | 4 | 4 |
| 最高齢(人) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(3) 心配ごと相談

高齢者の多様な相談ニーズに対応して、身近に相談しやすい体制づくりの強化に努めていきます。また、民生委員等関係機関と連携して、その人にあった介護予防や生活支援サービスにつなげられる様に支援していきます。

■実施状況

| | 現状 | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 相談者人数(延べ) | 7 | 1 | 2 |

(4) シルバー人材センターの活用

就労意欲のある高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就労の場を確保するよう努めるとともに、ボランティア活動をはじめ、地域の歴史・伝統文化の継承といった分野でも知識や技術などを地域に還元できるよう環境整備を進めます。高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献できるようシルバー人材センターの機能の充実を図ります。

(5) 介護職の人材確保事業

小学4年生の生涯学習の一環として、町内小学校2校で高齢者や障害者の体験及び介護者の体験学習を実施しています。福祉の精神を育み、介護職について身近に感じ、興味関心を持ってもらうことにより、不足する介護職の人材確保に努めます。また、今後、認知症サポーター養成講座を同時開催し、地域で認知症の高齢者を見守るサポーターも増やせるよう検討していきます。

■実施状況と目標

| | 現状 | | | 目標 | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 一宮小学校(人) | 91 | 73 | 103 | 77 | 92 | 96 |
| 東浪見小学校(人) | — | 24 | 27 | 17 | 21 | 27 |
| 合計(人) | 91 | 97 | 130 | 94 | 113 | 123 |

第5章 高齢者福祉施策

4. 権利擁護事業

町では、平成23年度から茂原警察署管内高齢者ネットワークを構築し、警察署から高齢者に関する防犯情報、犯罪統計等の情報を定期的に受け、広報等により周知などを行っています。また、高齢者虐待等の情報を警察と共有し、必要により関係機関と連携して対応を図ることで、高齢者の安全安心な生活を支援します。さらなる普及・啓発活動の強化や、相談体制の確立に努めていきます。

(1) 日常生活自立支援事業の利用支援

日常生活の判断状況に不安のある高齢者や障害者でも、安心して地域で生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援を行います。

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症等で判断能力が不十分な高齢者や障害者が、悪徳商法等により財産を失ってしまうといった問題が増加している中、どのような状態になっても安心して生活ができるように、権利を守り財産侵害等を防止していきます。当該制度利用にあたり、親族等の援助を受けられない人には、町長が申立てを行います。また、後見人等への報酬を負担することができない人には、町が補助を行います。

(3) 高齢者虐待の早期発見、防止

地域における様々な機関とのネットワークを構築し、連携を密にすることで虐待の早期発見、防止を図ります。緊急の場合には、必要に応じて老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して高齢者を守ります。

また、家族の介護負担やストレスを軽減するため、サービスの紹介や情報提供を通じて、介護者や家族へのレスパイトケアも図り、虐待の防止につながるように努めます。

(4) 防災対策の推進

高齢者の災害時の不安を解消するために、日頃から災害に備え、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難所の整備を図ります。

また、支援が必要な人へ災害時避難行動要支援者名簿への同意確認書の提出周知、同名簿作成・個別支援計画の作成を進め、地域の関係団体や事業所、組織、ボランティアなどとの連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制の充実を図ります。

(5) 防犯対策の推進

高齢者を犯罪から守るため、地域ぐるみで地域の安全・安心を確保する体制の整備と活動の展開を図ります。

第6章 第1号被保険者の保険料

1. 介護給付費と実質保険料
2. 第1号被保険者の保険料算定
3. 一宮町・千葉県平均・全国平均における基準額の推移

第6章 第1号被保険者の保険料

1. 介護給付費と実質保険料

第6期計画の介護給付費は3年間で約2.7%増加しています。

また、第1号保険料基準額は5,200円でしたが、実質保険料額は4,301円と基準額を大きく下回っている状況です。※平成29年度は実績見込み額です。

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|---------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 居宅サービス費 | 424,353,305円 | 344,277,550円 | 362,936,844円 | 1,131,567,699円 |
| 地域密着型サービス費 | 39,114,289円 | 119,431,067円 | 127,447,488円 | 285,992,844円 |
| 施設サービス費 | 317,339,090円 | 298,385,936円 | 296,586,960円 | 912,311,986円 |
| 居宅介護支援費 | 44,422,289円 | 43,480,090円 | 42,548,796円 | 130,451,175円 |
| 特定福祉用具購入費 | 1,081,609円 | 920,722円 | 1,268,619円 | 3,270,950円 |
| 住宅改修費 | 2,998,663円 | 1,824,669円 | 2,860,221円 | 7,683,553円 |
| 高額介護サービス費 | 18,471,780円 | 19,636,693円 | 18,916,827円 | 57,025,300円 |
| 審査支払手数料 | 723,632円 | 680,420円 | 657,525円 | 2,061,577円 |
| 特定入所者介護サービス費 | 37,675,122円 | 35,529,170円 | 32,609,208円 | 105,813,500円 |
| 高額医療合算介護サービス費 | 2,667,655円 | 759,712円 | 4,458,183円 | 7,885,550円 |
| ① 標準給付費 | 888,847,434円 | 864,926,029円 | 890,290,671円 | 2,644,064,134円 |
| ② 地域支援事業費 | 21,291,150円 | 37,729,566円 | 44,310,308円 | 103,331,024円 |
| 合計(①+②) | 910,138,584円 | 902,655,595円 | 934,600,979円 | 2,747,395,158円 |
| 第1号被保険者負担割合 | 22% | | | |
| 第1号被保険者数 | 3,822人 | 3,913人 | 3,975人 | 11,710人 |
| 実質保険料額 | 4,301円 | | | |
| 第1号保険料額 | 5,200円 | | | |
| 全国平均保険料額 | 5,514円 | | | |

2. 第1号被保険者の保険料算定

第1号被保険者の保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、以下の手順で算出されます。

①第1号被保険者負担相当額の算出

第7期計画（平成30年度から平成32年度）の3年間の介護や予防にかかる費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する額（全体の23%）を求めます。

| |
|---|
| $(標準給付費 + 地域支援事業費) \times 第1号被保険者負担割合 (23\%)$ = 第1号被保険者負担分相当額 |
|---|

第7期計画における給付費の推計は、それぞれ以下のように見込みました。

■介護サービス給付費の推計

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|---------------|---------------|-----------------|
| (1) 居宅サービス費 | 356,231,000 円 | 382,525,000 円 | 424,877,000 円 |
| (2) 地域密着型サービス費 | 134,423,000 円 | 144,034,000 円 | 157,326,000 円 |
| (3) 施設サービス費 | 357,721,000 円 | 362,174,000 円 | 366,468,000 円 |
| (4) 居宅介護支援費 | 42,101,000 円 | 45,217,000 円 | 51,590,000 円 |
| (5) 特定福祉用具購入費 | 975,000 円 | 987,000 円 | 998,000 円 |
| (6) 住宅改修費 | 2,400,000 円 | 2,429,000 円 | 2,458,000 円 |
| 小 計 (I) | 893,851,000 円 | 937,366,000 円 | 1,003,717,000 円 |

■介護予防サービス給付費の推計

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| (1) 介護予防サービス費 | 10,164,000 円 | 11,144,000 円 | 12,141,000 円 |
| (2) 介護予防支援費 | 1,780,000 円 | 1,858,000 円 | 2,279,000 円 |
| (3) 介護予防福祉用具購入費 | 293,000 円 | 297,000 円 | 300,000 円 |
| (4) 介護予防住宅改修費 | 840,000 円 | 850,000 円 | 860,000 円 |
| 小 計 (II) | 13,077,000 円 | 14,149,000 円 | 15,580,000 円 |

■総給付費

| 区 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 総給付費 (I) + (II) | 906,928,000 円 | 951,515,000 円 | 1,019,297,000 円 |

第6章 第1号被保険者の保険料

■標準給付費

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|--------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 総給付費 | 906,479,287円 | 950,803,226円 | 1,018,516,841円 | 2,875,799,354円 |
| 特定入所者介護サービス費 | 35,461,000円 | 37,755,000円 | 41,797,000円 | 115,013,000円 |
| 高額介護サービス費 | 19,110,000円 | 20,346,000円 | 22,523,000円 | 61,979,000円 |
| 高額医療合算介護サービス費等 | 3,335,000円 | 3,550,000円 | 3,930,000円 | 10,815,000円 |
| 審査支払手数料 | 694,000円 | 732,000円 | 772,000円 | 2,198,000円 |
| 標準給付費見込額（Ⅰ） | 965,079,287円 | 1,013,186,226円 | 1,087,538,841円 | 3,065,804,354円 |

※総給付費は、一定以上所得者負担の調整後のもの。

※特定入所者介護サービス費等給付額は資産勘案調整後のもの。

■地域支援事業費

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 地域支援事業費見込額（Ⅱ） | 50,692,000円 | 52,461,000円 | 54,324,000円 | 157,477,000円 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 22,863,000円 | 24,180,000円 | 25,584,000円 | 72,627,000円 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 27,829,000円 | 28,281,000円 | 28,740,000円 | 84,850,000円 |

| | | | | |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 合計（Ⅰ＋Ⅱ） | 1,015,771,287円 | 1,065,647,226円 | 1,141,862,841円 | 3,223,281,354円 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|

合計（標準給付費見込額 + 地域支援事業費見込額）

（平成30年度 から 平成32年度）

3, 223, 281, 354円

上記で算出した合計額に第1号被保険者の負担割合である23%を乗じました。

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1号被保険者負担分相当金額 | 233,627,396円 | 245,098,862円 | 262,628,453円 | 741,354,711円 |

第1号被保険者負担分相当額

（平成30年度 から 平成32年度）

741, 354, 711円

②保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため「調整交付金」の要素を加味し、また介護保険料の引上げ幅を抑制するために「介護給付費準備基金」、「県財政安定化基金」を取崩す金額を差引き、予定される介護保険収納率で除すことで第1号被保険者がまかなうべき総額を算出します。

$$\text{(第1号被保険者負担相当額+調整交付金相当額-調整交付金見込額-町準備基金取崩額-県財政安定化基金取崩額)} \div \text{予定保険料収納率(0.99)} = \text{保険料収納必要額}$$

前期高齢者と後期高齢者の人口割合や、所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金です。全国平均は5%ですが、町では第7期計画において平均交付割合は5.03%と見込んでいます。

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|---------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 標準給付費見込額 | 965,079,287円 | 1,013,186,226円 | 1,087,538,841円 | 3,065,804,354円 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費見込額 | 22,863,000円 | 24,180,000円 | 25,584,000円 | 72,627,000円 |
| 第1号被保険者負担分相当金額 | 233,627,396円 | 245,098,862円 | 262,628,453円 | 741,354,711円 |
| 調整交付金相当額 | 49,397,114円 | 51,868,311円 | 55,656,142円 | 156,921,567円 |
| 調整交付金見込交付割合 | 5.10% | 4.99% | 5.02% | - |
| 調整交付金見込額 | 50,385,000円 | 51,765,000円 | 55,879,000円 | 158,029,000円 |

| | |
|--------------------|--------------|
| 町準備基金残額（平成29年度末見込） | 140,000,000円 |
| 町準備基金取崩 | 0円 |
| 県財政安定化基金交付金の取崩 | 0円 |

保険料収納必要額

$$\text{(第1号被保険者負担相当額+調整交付金相当額-調整交付金見込額-町準備基金取崩額-}$$

$$\text{財政安定化基金取崩額)} \div \text{予定保険料収納率(0.99)}$$

(平成30年度 から 平成32年度)

747,724,523円

※町準備基金取崩については、高齢者の増加に伴いサービス利用者が増加し、給付費が増加する見込ですが、第1号被保険者数の増加に伴い保険料は横ばいの状況のため、第7期計画の保険料算定においては行いません。

※財政安定化基金とは、町の介護保険財政が介護給付費の増加や収納率の低下等で赤字にならないために県が設置している基金のことです。第6期計画同様、第7期計画でも取崩しの予定はありません。

第6章 第1号被保険者の保険料

③保険料基準額（月額）の算出

第1号被保険者1人あたりの平均保険料（月額）を求めます。

| |
|--|
| $\text{保険料収納必要額} \div \text{第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）} \div 12$ $= \text{第1号被保険者1人あたりの平均保険料（月額）}$ |
|--|

平成29年10月の所得段階別人口割合をもとに、平成30年度から平成32年度までの所得段階別人数を見込みました。高齢者の増加に伴いサービス利用者が増加し、給付費が増加する見込ですが、第1号被保険者の増加に伴い保険料は横ばいの状況です。

| | | 所得段階別加入者数 | | | |
|-------------------|------|-----------|--------|--------|---------|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
| 非課税世帯 | 第1段階 | 637人 | 641人 | 646人 | 1,924人 |
| | 第2段階 | 272人 | 274人 | 276人 | 822人 |
| | 第3段階 | 228人 | 230人 | 231人 | 689人 |
| | 第4段階 | 685人 | 689人 | 695人 | 2,069人 |
| 課税世帯 | 第5段階 | 585人 | 588人 | 593人 | 1,766人 |
| | 第6段階 | 677人 | 681人 | 686人 | 2,044人 |
| | 第7段階 | 440人 | 443人 | 447人 | 1,330人 |
| | 第8段階 | 260人 | 262人 | 264人 | 786人 |
| | 第9段階 | 220人 | 222人 | 223人 | 665人 |
| 計 | | 4,004人 | 4,030人 | 4,061人 | 12,095人 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | | 4,043人 | 4,070人 | 4,101人 | 12,215人 |

第7期計画 第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）

（保険料収納必要額 ÷ 第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後） ÷ 12

5,100円（第6期計画 5,200円）

④所得段階の設定

第6期計画同様、所得水準に応じてきめ細やかな保険料の設定を行うため、また多くの自治体で特例段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、第7期計画においても引き続き段階設定を「9段階」とします。

なお、非課税世帯者（第1段階から第3段階）については、公費による軽減の仕組みを導入し、今後消費税増税に合わせ更なる負担軽減を図る予定です。

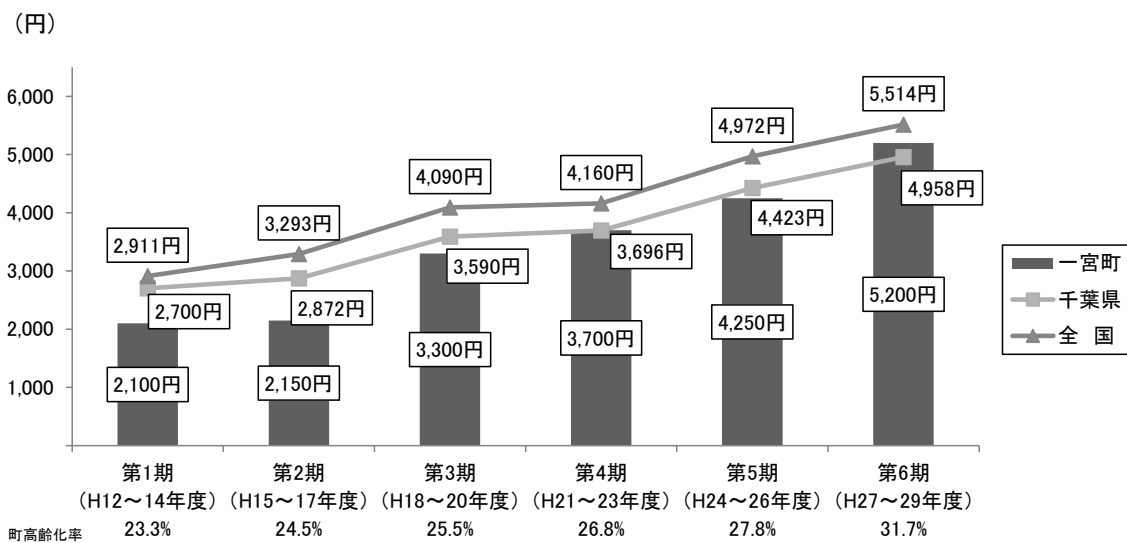
| | 段 階 | 対象者 | 基準額に 対する割合 | 保険料 | |
|-----------------------|------|---|---------------|--------------------|----------------------|
| | | | | 月額 | 年額 |
| 非 課 税 世 帯 | 第1段階 | ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方 | 0.45 (0.3) | 2,550円 (1,530円) | 27,600円 (18,400円) |
| | 第2段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超120万円以下の方 | 0.75 (0.5) | 3,825円 (2,550円) | 45,900円 (30,600円) |
| | 第3段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、120万円超の方 | 0.75 (0.7) | 3,825円 (3,570円) | 45,900円 (42,900円) |
| | 第4段階 | ・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円以下の方 | 0.9 | 4,590円 | 55,000円 |
| 課 税 世 帯 | 第5段階 | ・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超の方 | 1.0 | 5,100円 | 61,200円 |
| | 第6段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の方 | 1.2 | 6,120円 | 73,400円 |
| | 第7段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以200万円未満の方 | 1.3 | 6,630円 | 79,500円 |
| | 第8段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の方 | 1.5 | 7,650円 | 91,800円 |
| | 第9段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、300万円以上の方 | 1.7 | 8,670円 | 104,000円 |

※（ ）は、平成31年10月から予定されている消費税増税(10%)に対応した公費軽減後の保険料率及び保険料額の見込み。実施時期については未定。

第6章 第1号被保険者の保険料

3. 一宮町・千葉県・全国平均における基準額の推移

| | 第1期 (H12～14年度) | 第2期 (H15～17年度) | 第3期 (H18～20年度) | 第4期 (H21～23年度) | 第5期 (H24～26年度) | 第6期 (H27～29年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 一宮町 | 2,100円 | 2,150円 | 3,300円 | 3,700円 | 4,250円 | 5,200円 |
| 千葉県 | 2,700円 | 2,872円 | 3,590円 | 3,696円 | 4,423円 | 4,958円 |
| 全国 | 2,911円 | 3,293円 | 4,090円 | 4,160円 | 4,972円 | 5,514円 |



| ※参 考：全国基準見込額 | |
|--------------------|--------|
| 第7期計画(平成30年度～32年度) | 6,771円 |
| 第9期計画(平成36年度～38年度) | 8,165円 |

出典：厚労省・第6期計画期間及び平成37年度等における介護保険の第1号保険料について
平成27年4月28日

第7章 計画推進のために

1. 計画の推進方策
2. 計画の進行管理

第7章 計画推進のために

1. 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践をめざすとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

また、都道府県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

(3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置付けられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置付けられた高齢者保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進します。

また、福祉文化の浸透を図り、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

2. 計画の進行管理

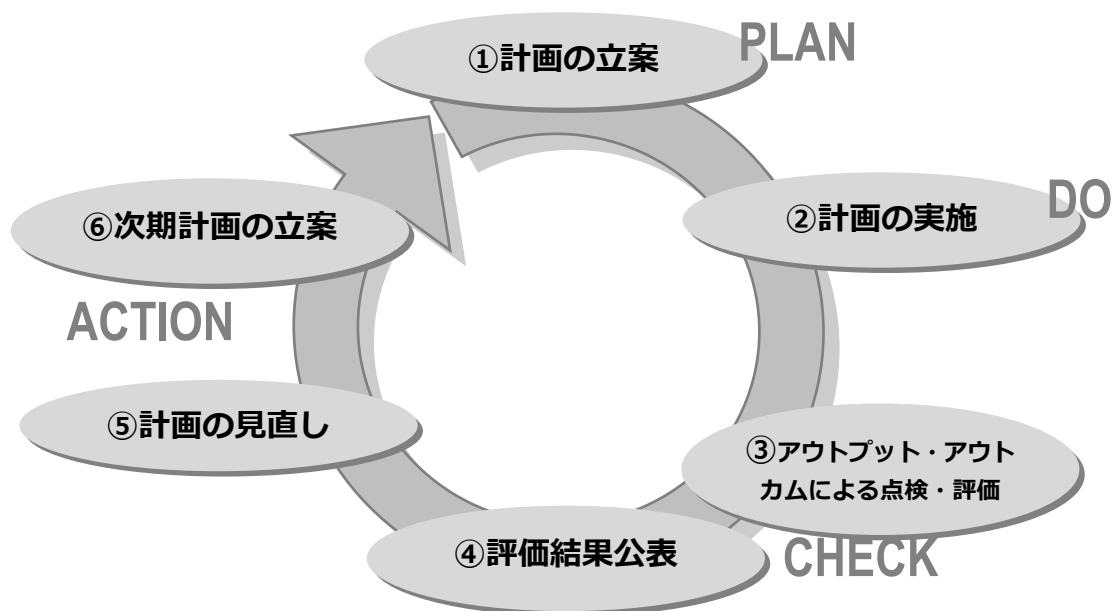
本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を所管課で点検するとともに、これを介護保険運営協議会に定期的に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

(2) 第7期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、介護保険運営協議会において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行い、適正な介護保険事業を運営していきます。



(3) 計画の実施状況の公表

点検・評価の結果について、適宜、協議・検討が必要なため、今後も現行のまま継続し、計画の進行管理として定期的に実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険事業の運営状況などの点検・評価の結果については、毎年、広報やホームページ等を通じて公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めます。